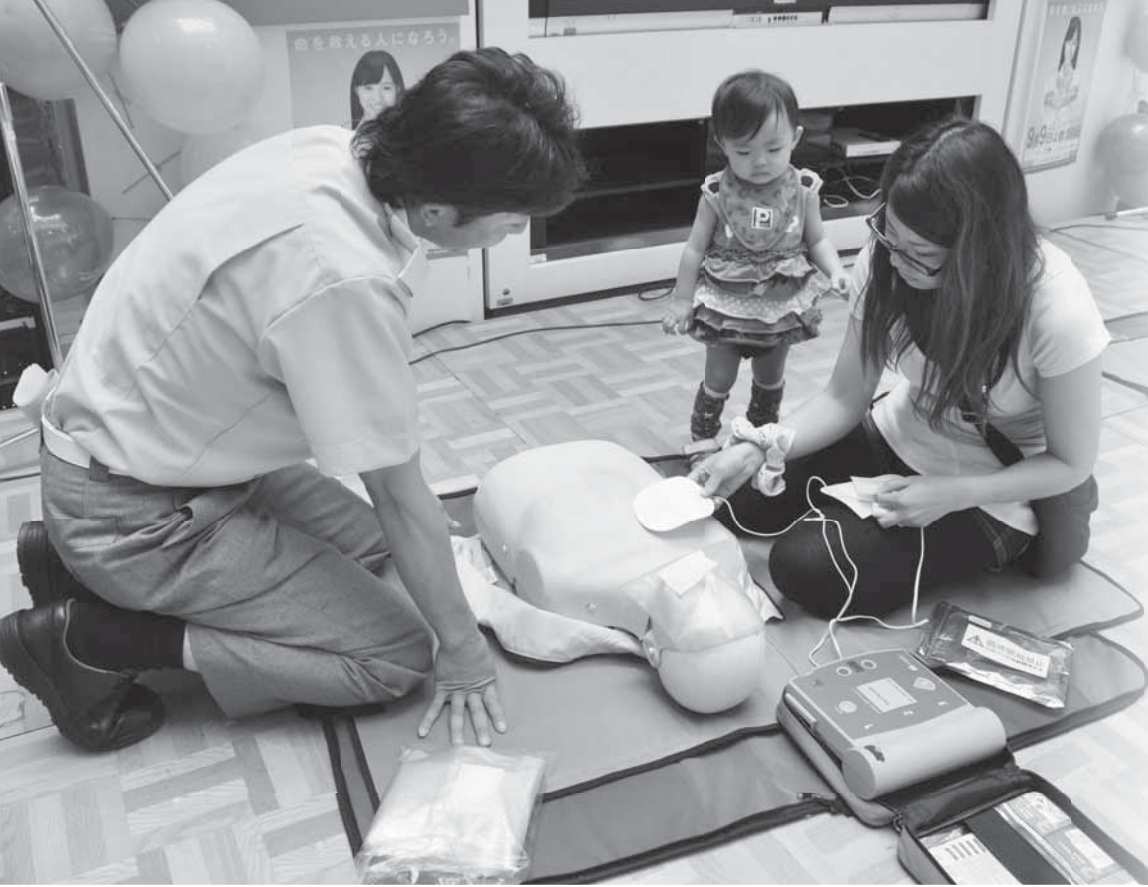


# 大切な命を救うために

9月9日(日)～15日(土)は救急医療週間です。皆さんも、いざというときの対処法を理解し、1人でも多くの命を救えるようにしましょう。



AEDの使い方を学ぼう(救急キャンペーン)

## 救急救命士による処置の範囲が広がる実証研究が行われます

11月1日(休)から、救急救命士が行う処置の実証研究が行われます。救急車で搬送の際に、救急救命士が、医師の具体的な指示を受け、次の3つの処置を行います。

処置の対象は20歳以上の人で、本人もしくは家族などの書面による同意が必要です。また、このような処置を断ったとしても、これまで通り救急搬送されます。

- 低血糖性の意識障害の可能性がある患者に対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合はブドウ糖液を投与する



- ぜんそく治療用の吸入薬(吸入β刺激薬)を持っている患者が重症ぜんそく発作を起こした場合に、その吸入薬を使用する



- 血圧が低下し、心臓が停止する危険性がある患者に点滴を行う



## 救急キャンペーン2012

消防本部では、AED(自動体外式除細動器)を使った心肺蘇生法の体験のほか、救急資材の展示や救急隊の救急活動実演などを行います。ぜひご来場ください。

日時 9月8日(土) 午前10時～午後4時

会場 二イオンモール成田1階ガーデンコート

## 救急車の適正な利用にご協力を

消防本部では、昨年の救急車の出動件数が過去最多の6,283件でした。救急搬送した5,674人の半数を超える2,876人は入院の必要のない軽症者でした。

緊急ではないのに救急車を呼ぶと、本当に必要なとしている人の所への到着が遅れ、大切な命が救えない場合があります。緊急性が無い場合は自家用車などで病院に行くように、ご協力をお願いします。

## 9月1日から基準を満たした患者等搬送事業者を認定

市内では、車いすやストレッチャーなどで乗車できる車両を用いて、寝たきりの人や車いすの人が、医療機関への入退院・通院、

社会福祉施設への移動手段として利用する「患者等搬送事業」が、民間のタクシー・ハイヤー・貸し切りバスなどの事業者によって行われています。

消防本部では、患者等搬送事業を利用する市民の安全と利便の確保を目的に、市内または神崎町に事業所があり、一定の基準を満たした事業者の認定を9月1日から行います。

認定を受けた事業者は、消防本部ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shobo/index.html>)に掲載する予定です。  
※くわしくは消防本部警防課 ☎20・1592へ。